

法令倫理指針

三重近鉄タクシー株式会社は、法令や企業倫理の遵守に関する指針を以下のとおり制定します。

私たち役員・社員全員は、この「法令倫理指針」をよく理解して、その遵守に努めます。また、役員は、本指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に周知徹底させます。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに企業倫理の徹底を図ります。

1. 法令遵守の徹底

私たちは、法令や社内規程等の趣旨を良く理解しそれらを遵守するとともに、社会の常識や倫理に沿った適正な行動を取り、企業の社会的責任を果たします。

2. 安全管理の徹底

私たちは、お客様の安全を最優先に考えて業務を遂行し、事故・災害の防止に努めます。

3. 厳正な情報管理

私たちは、お客様から得た個人情報を厳正に管理し、お客様のご了解の範囲を超えて利用しません。また、社員のプライバシーに関する情報は細心の注意を持って取り扱いします。

4. 健全な労働環境

私たちは、基本的人権を尊重し、各人の主体性と独創性が最大限に発揮でき、そして企業が発展できる環境作りに努めます。

5. 会社財産の適切な取り扱い

私たちは、会社財産を大切に扱うとともに、私的には利用しません。

6. 公正な取引関係

私たちは、取引先と相互信頼に基づく公正な取引を行います。

7. 反社会的勢力および団体への対処

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。

8. 環境保全

私たちは、環境保全への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、積極的に行動します。